

## 伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自治会、自治会ブロック（伊丹市地域総括交付金の交付に関する要綱（平成31年4月制定）により、地域総括交付金の交付を受けている地域自治組織の区域内を活動の範囲とする自治会ブロックを除く。以下同じ。）および自治会連合会（以下「自治会等」という。）が行う住みよい生活環境・豊かな人づくりおよび地域の自主的なコミュニティ活動等に対し補助金を交付することにより、地域住民の自立と連帯精神の高揚を図ることを目的とする。

### (補助の対象)

第2条 この要綱による補助金の交付対象は、次の各号に掲げる活動および事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 自治会ブロックが行う生活安全活動（年間3回以上行うものに限る。以下「第1号事業」という。）
- (2) 自治会が行う継続的地域環境美化活動（年間3回以上行うものに限る。以下「第2号事業」という。）
- (3) 自治会、自治会ブロックまたは自治会連合会が行う文化、レクリエーション、研修およびコミュニティ誌発行事業ならびにその他前条の目的に合致した事業（以下「第3号事業」という。）
- (4) 自治会連合会が行うコミュニティ活動指導者研修事業（以下「第4号事業」という。）
- (5) 自治会ブロックが行う子どもの企画実行する事業、地域子育て交流事業および教育・遊びの学習会（以下「第5号事業」という。）
- (6) 自治会ブロックが行う家庭並びに地域の教育力の向上、地域における子どもの成長を見守る地域づくりの促進に関する事業（以下「第6号事業」という。）

2 補助事業は，それぞれの会員多数が自由に参加できるものでなければならぬ。

(補助金の交付基準)

第3条 補助金は，次の基準により交付する。

- (1) 第1号事業については，年間8万円とする。
- (2) 第2号事業については，年間5千円とする。
- (3) 第3号事業については，次のとおりとする。

ア 自治会が行うときは，当該事業に要する費用（人件費，会食費その他これらに類するものを除く。以下同じ。）の2分の1以内の額とし，次に掲げる自治会に加入している世帯数（当該年度の6月末現在において当該自治会に加入している世帯数とする。）の区分に応じ，それぞれ次に定める金額を限度とする。

- |             |      |
|-------------|------|
| (ア) 100世帯以下 | 4万円  |
| (イ) 500世帯以下 | 8万円  |
| (ウ) 501世帯以上 | 11万円 |

イ 自治会ブロックが行うときは，当該事業に要する費用の4分の3以内の額とし，年間30万円を限度とする。

ただし，兵庫県「県民交流広場事業」の対象となっている地区の自治会ブロックは，採択された翌年から5年間は申請することが出来ない。

ウ 自治会連合会が行うときは，当該事業に要する費用の2分の1以内の額とし，年間10万円を限度とする。

- (4) 第4号事業については，年間30万円を限度とする。
- (5) 第5号事業については，年間5万円を限度とする。
- (6) 第6号事業については，年間10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は，次の各号に掲げる事項を記載した申請書を自治会ブロックおよび自治会連合会が行う補助事業にあつては当該年度の7月31日までに，自治会

が行う補助事業にあっては事業が終了した日からその日の属する年度の3月31日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会等の名称ならびに代表者の氏名および住所
- (2) 補助事業の事業計画および所要経費
- (3) 交付を受けようとする補助金の額
- (4) その他、市長が必要と認める事項

2 自治会等は、前項の申請に係る補助事業の内容を変更し、または、中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、内容を審査のうち、補助金の交付の可否を決定し、当該自治会等に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた自治会等（以下「交付対象者」という。）は、補助事業完了後速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書
- (2) 事業の成果を記載した実績報告書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者のうち、自治会ブロックおよび自治会連合会にあっては、補助事業の完了前においても補助金の交付請求を行うことができる。この場合において、前項第1号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項または第2項の規定による請求書の提出があった場合は、当該請求のあった日から1箇月以内に、交付対象者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により補助金を交付する。

2 自治会連合会は、当該自治会から委任を受けて、前項の請求手

続きを当該自治会に代わって行うことができる。

(補助金の精算)

第8条 第6条第2項の規定による交付請求を行ったものは、補助事業の完了後速やかに同条1項第2号および第3号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、精算を行い、過不足額があるときは、これを交付し、または返納させなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条の申請に係る補助事業を実施しなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。

(補助金の対象の特約)

2 第2条第1項第3号の規定にかかわらず、兵庫県の兵庫県企画県民部補助金交付要綱に基づく県民交流広場事業補助金の交付対象となり、または交付対象となった区域に存する自治会ブロックについては、当該補助金の交付が開始される年度の翌年から当該補助金の交付が終了する年度の翌年までの間は、この要綱による補助金の交付対象としない。

(自治会の圏域の変更に伴う特例措置)

3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間にお

いて、地域自治組織（概ね小学校区を範囲とした地域における自治を推進するための組織）の設立のため、複数の小学校区を圏域とする自治会が当該圏域を小学校区ごとに分割したことにより、当該分割した圏域内に居住する世帯を受け入れることとなる自治会（100世帯を超える世帯を受け入れる自治会に限る。）に対し、10万円を限度とし、次に掲げる活動及び事業（受け入れる圏域内に居住する世帯を対象に実施する活動及び事業に限る。）に要する費用（人件費、会食費その他これらに類するものを除く。）について補助金を交付する。

(1) 情報共有を図るための事業

(2) 交流事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、自治会の圏域が変更することに伴い実施する活動及び事業

4 前項の補助金は、自治会の圏域の変更を行った年度に交付する。

5 第4条から第10条までの規定は、付則第3項の補助金を受けようとする自治会について準用する。

付 則

この要綱は、昭和59年12月1日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、昭和59年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、平成12年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、平成13年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、平成31年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の伊丹市コミュニティ活動等補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。